



290号 令和7年1月20日発行

宅建業免許申請書・変更届等の副本と免許証交付に係る返信用封筒について

令和7年4月より、業免許申請書・変更届を「郵送申請の場合」と「免許証交付を伴う申請の場合で免許証を郵送希望の場合」は、申請書と一緒に「返信用封筒」をご準備ください。

受付後に受付印を押印した副本を返送いたします。免許証交付を伴う申請の場合は、県庁からの免許証交付後に返信用封筒により副本（受付印押印）と一緒に免許証を郵送します。

【免許証交付を伴う申請】（免許証重量 15g）

- 1 商号又は名称の変更
- 2 法人の代表役員の変更
- 3 主たる事務所の移転・住居表示の変更
- 4 法人の代表役員の氏名変更
- 5 免許申請書（新規・更新）

【返信用封筒について】

返送先の住所・宛名を明記のうえ、返信に必要な料金（郵送基本料金＋簡易書留料金）の切手を貼付したもの

※ 郵送基本料金は、申請内容によって提出書類の重量が異なりますので、副本と免許証（免許証交付を伴う場合）が入る大きさの封筒をご準備ください。

宅地建物取引士証交付の郵送料について

令和7年4月より、新取引士証の交付を郵送希望の方は、返信用封筒に住所・宛名を明記のうえ、切手（簡易書留料金＋郵送料（定型封筒の場合 460円））貼付の返信用封筒を添付してください。

第2回 宅建業者研修会を開催します！

実施日時 令和7年2月14日（金）13:30～16:00
 実施方法 集客Webライブ配信
 定員 会場受講（先着順）40名 Zoom受講 300名
 会場 リジェール松山

案内チラシ同封

- 1 経済安全保障の確保に向けて ～懸念国の不正活動に巻き込まれないために～
法務省 四国公安調査局 担当者
- 2 今更聞けない書式作成の実務と重要事項説明書の書き方
深沢綜合法律事務所 高川佳子弁護士

※申込方法等の詳細は別紙（案内チラシ）をご確認ください。

令和7年2月1日より宅建業免許申請及び取引士資格登録申請などの
 オンライン申請が可能となります。
 従来どおり、紙での申請も可能です。

チラシ同封

建築確認等の対象の見直し／国交省

今般の法改正により旧4号建築物から新2号建築物に移る2階建ての木造一戸建て住宅等の建築物において、大規模の修繕又は大規模の模様替えを行う場合、新たに建築確認等の手続きが必要となります。今後の重説の内容に影響しますので、必ずご確認ください。

詳細は令和6年11月20日発行の289号をご覧ください。

犯罪収益移転防止法施行規則等の一部改正について／国交省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、申請時に一定年齢に満たない者に交付する個人番号カードについて、本人の写真の表示が不要となるとともに、改正法による健康保険法等の改正により、健康保険証等が廃止され、改正後の健康保険法等の規定に基づき、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者が医療機関等を受診する際の資格確認のための資格確認書の提供が開始されることとなります。

上記に伴い、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部についても改正され、令和6年12月2日施行されました。

本改正により、顔写真のない本人確認書類の対象から健康保険証等が削除され、資格確認書を追加するとともに、同本人確認書類に申請時に一定年齢に満たない者に交付する個人番号カード等を加える等所要の改正が行われます。

■改正内容概要**・犯収法施行規則第7条関係**

顧客等の本人特定事項等の確認の際に補完資料とともに用いることができる本人確認書類について、顔写真がない以下の書類等を追加するとともに、廃止される健康保険証等を削除し、資格確認書が新たに追加されます。

・犯収法施行規則附則第6条関係

令和6年能登半島地震に係る特例について、施行から相当の期間が経過したことから、当該特例について廃止されます。

・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令附則第4条関係

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の規定により、一定期間在留カード又は特別永住者証明書とみなすとされた外国人登録証明書について、在留カード及び特別永住者証明書と同様に顔写真がない場合は顔写真のない本人確認書類として扱う等の措置が講じられます。

・その他経過措置等（健康保険証等について）

改正命令の施行の際、現に交付されている健康保険証等については、犯収法施行規則第7条第1号ハに掲げる書類とみなして引き続き本人確認書類として用いることができる旨の経過措置が設けられます。その期間は以下のとおりです。

- 1 令和7年12月1日までに有効期間が到来するもの
→ 当該有効期間が到来するまで有効なものとして使用可能
- 2 発行当時、有効期間が令和7年12月2日以降とされていたもの
→ 令和7年12月1日までに有効なものとして使用可能

詳しくは協会HP <https://www.ehime-takken.or.jp/>

重説等電磁的提供及びIT活用重説実施マニュアル(R6.12)公表／国交省

「宅地建物取引業法」及びその関連規定が改正され、重要事項説明書等の書面の交付を電磁的方法により行うことが可能となり、令和4年5月に施行されました。

これに先立ち、国土交通省では、宅地建物取引業者及び宅地建物取引士が書面電子化やITを活用した重要事項説明を実施するに当たり、遵守すべき事項・留意すべき事項を示すことにより、不動産取引に関わる手続きを適正かつ円滑に実施できるよう支援することを目的として、令和4年4月に「重要事項説明書等の電磁的方法による提供及びITを活用した重要事項説明実施マニュアル」を公表しております。

国土交通省では、更なる不動産取引のオンライン化の推進を図るため、本マニュアルについて内容の充実を図るとともに、本マニュアルの要点等をまとめた補足資料等を作成し公表いたしました。

1 マニュアル等の活用支援ツールの掲載場所（国土交通省 ウェブページ）

- ITを活用した重要事項説明及び書面の電子化について
（※中段「○マニュアル等の活用支援ツール」

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000092.html

2 お問い合わせ先

- 国土交通省 不動産・建設経済局 不動産課 TEL:03-5253-8111

詳しくは協会HP <https://www.ehime-takken.or.jp/>

国の庁舎の「空きスペース」の利用について／四国財務局

国の庁舎等における空きスペースを有効活用するため、空きスペースの情報を公表するとともに、活用要望等の受付を行っています。自動販売機や食堂・売店といった従来の用途に加え、様々な用途による行政財産の有効活用に対応しています。

空きスペースに関する活用要望やお問い合わせは、注意事項をご確認の上、お問い合わせ先へご連絡ください。

（注意事項）

- ・使用許可（国が事業者等に対して、庁舎等の敷地又は建物の一部において、使用又は収益を許可する制度）による活用を検討しています。
- ・使用許可に際して、その面積や範囲、期間等の条件を調整の上、原則公募によって使用許可を行うこととなります。
- ・使用に際して、使用料をお支払いいただく必要があります。使用料の金額は立地のほか、使用用途や面積等により変動します。
- ・外部に開放されたスペースを除き、原則、開庁時間以外は一般の方の立ち入りが制限されます。
- ・徒歩分数、寸法、面積等はおおよその目安となる数値で、位置図及び図示された区画は、あくまで空きスペースの位置を示すもので、実際とは異なる場合があります。

（手続きの流れ）

- 1 お問い合わせ先へ「財産名称」「検討箇所番号」「使用用途」を連絡
- 2 施設管理者と協議・打合せ
- 3 公募手続き使用許可申請
- 4 使用許可書の交付

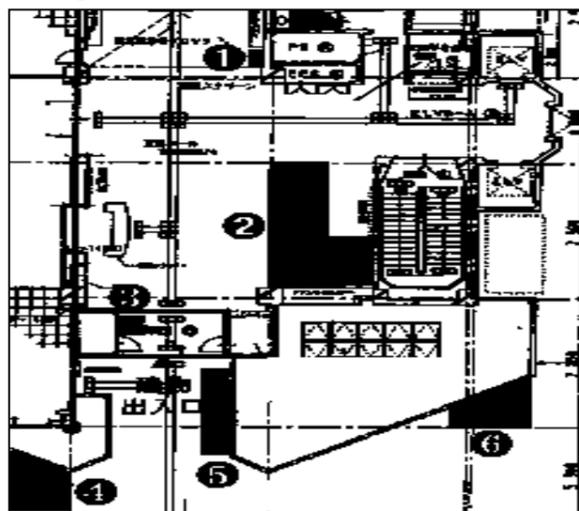
（財産名称）松山若草合同庁舎

- （検討箇所）
- ① 建物北側出入口付近（約0.55㎡）
 - ② 建物1Fロビー（約27㎡）
 - ③ 建物南側出入口付近（約2㎡）
 - ④ 建物南側出入口付近（約23㎡）
 - ⑤ 建物南側出入口付近（約4㎡）
 - ⑥ 建物南側出入口付近（約5㎡）

※詳細は協会HPをご覧ください。

（お問合せ先）

四国財務局 松山財務事務所 管財課
担当/清家氏 TEL:089-941-7185



第1回 宅建業者Web研修会 動画配信します！

令和6年11月15日に開催した宅建業者Web研修会の研修動画を配信します。

Web研修会を受講できなかった方は、ぜひご視聴ください。

〈配信期間〉 令和7年1月21日～2月21日 23:59

第1部「自然災害と宅建実務（調査方法と実務対応例）」（約1時間）

講師：株式会社ときそう 吉野荘平先生

第2部「自然災害と宅建実務（災害発生と業者に問われる責任）」（約1時間）

講師：深沢綜合法律事務所 高川佳子先生

〈ご視聴方法〉

全宅連HPハトサポにログイン>「Web研修・eラーニング」> Web研修動画

ラインナップ画面>「所属地方本部 限定」

土地等譲渡所得及び贈与税申告等 e-Tax 利用拡大について／松山税務署

国税庁においては政府全体のデジタル社会の実現に向けて、納税者利便の向上と税務行政の効率化を図る観点から、e-Taxの利用拡大を推進しており、土地等譲渡所得（所得税）及び贈与税申告について、従来から国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」を利用した申告書等の作成が普及・定着するよう取組みを推進しているところです。

令和7年1月以降、確定申告書等作成コーナーでは、土地等譲渡所得については、スマートフォンでも入力しやすい画面に変更がなされ、贈与税についてもスマートフォンを利用した申告に対応できる予定となっています。

土地等譲渡所得（所得税）及び贈与税申告におけるe-Taxの利用拡大にご協力ください。

- ・土地等譲渡所得（所得税）のスマホ申告に係る利用勧奨用リーフレット

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/joto-sanrin/tochi_e-tax.pdf

- ・贈与税のスマホ申告に係る利用勧奨用リーフレット

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/zoyo_e-tax.pdf

- ・確定申告書等作成コーナー

<https://www.keisan.nta.go.jp/>

建築確認や長期優良住宅建築等計画認定などの手数料の改正／松山市

（連絡文書要旨）

令和7年4月1日より各種手数料を改定することになりましたのでお知らせいたします。

※ 改正前後の一覧表は松山市役所HPよりご確認ください。

松山市 TOP ページ (<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/index.html>) > 暮らし

の情報 > 手続 > その他 > 建築指導課で取り扱う申請手数料一覧

会員様向け毎月の定期便について

令和6年度から定期便は2か月に1度、奇数月に発送しております。

次回は 3月 です